

## 通話録音装置利用申込書

令和 年 月 日

宛先 静岡市長

## 対象者（委任者）

※対象者は、市内在住の65歳以上の者。

※本人又は同居の家族が提出する場合は、「(委任者)」を二重線で消すこと。

住 所 静岡市 区

氏 名

生年月日 大正・昭和 年 月 日（ 歳）

(当てはまる項目に☑)

- 通話録音装置を利用したいので、申し込みます。
- 通話録音装置を利用したときは、遵守事項及び留意事項を義務として確実に履行します。
- 申込み手続き及び装置の受領について、次の者に委任します。

## 代理者（受任者）

※本人が提出する場合は、記入不要。

※対象者と同居する家族が提出する場合は、「(受任者)」を二重線で消すこと。

※法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び職氏名を記入すること。

住 所

氏 名

電 話 ( )

利用物品名・数量	通話録音装置（装置番号： ） 1台
使用目的	<input type="checkbox"/> 通話録音装置の機能を体験するため。 <input type="checkbox"/> 緊急に通話録音装置を設置し、消費者被害を防止する必要があるため。
使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
使用場所	対象者の住所に同じ。
使用電話回線	住宅用固定電話機（ - - ）
授受する窓口	<input type="checkbox"/> 静岡庁舎 <input type="checkbox"/> 駿河区役所 <input type="checkbox"/> 清水庁舎 <input type="checkbox"/> 井川支所 <input type="checkbox"/> 長田支所 <input type="checkbox"/> 蒲原支所 <input type="checkbox"/> 市の指定する場所
備考	(代理者続柄)

## 受 領 証

確かに受領しました。

令和 年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ 装置番号 \_\_\_\_\_

## 申込時

【対象者本人確認書類】 運転免許証 運転経歴証明書 身体障害者手帳 療育手帳 マイナンバーカード  
その他 ( )

【代理者本人確認書類】 運転免許証 運転経歴証明書 身体障害者手帳 療育手帳 マイナンバーカード  
その他 ( ) 施設職員であることの証明

【委任に関する事項】 委任に関するチェック (レ) 代筆した家族の氏名及び続柄

【受付職員氏名】 \_\_\_\_\_

## 返却時

【受付職員氏名】 \_\_\_\_\_ 【返却日】 令和 年 月 日

【確認事項】 稼働確認 データ消去 アンケート提出

## 【遵守事項】

- 1 借用物品をその目的外に使用し、又は他人に転貸し、若しくは使用させないこと。
- 2 借用物品を損傷し、改造し、塗装し、装飾し、亡失し、譲渡し、又は売却したときは、原形に回復し、又は賠償すること。

## 【留意事項】

- 1 装置の使用に係る電気代、装置の授受に係る貸出場所までの交通費その他一切の経費は、借受人の負担とすること。
- 2 利用物品により録音した内容を、その目的外に他人に聞かせることはしないこと。
- 3 装置は、本体の録音データを消去し、装置一式をそろえて返却すること。なお、録音データが消去されていない場合には、市が消去の作業を行う。
- 4 装置の返却時には、装置の使用に関するアンケート調査票を提出すること。
- 5 貸出期間の終了日までに装置を返却すること。ただし、冠婚葬祭行事等、特段の事情があるときは、1箇月を上限に延長することができる。
- 6 返却後1年以内は、体験希望者として再貸出はできないこと。
- 7 借受人の死亡や市外への転出時には、借受人及び受任者の責任において、速やかに市へ装置を返却すること。
- 8 借受人が市からの連絡を受けることができないときは、受任者が連絡等を受けること。
- 9 虚偽の申込みその他の不正な行為により貸出による利益を受けた場合又は受けようとした場合には、貸出の承認を取り消すこと。
- 10 申込書の写しは、貸出期間中、大切に保管すること。